
プロジェクト	IASB 情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」
項目	第 57 回 IFRS 適用課題専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 57 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 8 月 1 日開催）において、IASB 情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」の概要について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（質問 1：IFRS 第 15 号の全体的評価）

2. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）に根本的な変更を行うべきではないとの初期的なフィードバックに同意する。IFRS 第 15 号は取引実態を理解することで自ずと会計処理が定まるので、取引実態を反映するために十分機能していると考えられるためである。

（質問 7：開示要求）

3. 作成者の観点からは、IFRS 第 15 号の開示要求は過大であると考えている。特に、残存履行義務に関する開示は財務諸表で計上されていない金額を集計する必要があり作成負担が大きい一方で、財務諸表利用者から特段の反響は聞かれていない。このため、財務諸表利用者にとっての有用性について議論する必要があると考える。

（質問 9：IFRS 第 15 号と他の IFRS 会計基準書との適用）

4. コーポレート・ラッパーについては、我が国において重要性があるかはわからないが、それ以外の IFRS 第 3 号「企業結合」、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 16 号「リース」との適用関係については、実務上のどのような問題があるかという観点で丁寧に説明してはどうか。

以上